

入札監視委員会議事概要書

開催日時	平成29年2月3日（金） 午後1時30分	
開催場所	常陸大宮市役所 3階 行政委員会室	
出席委員	飛田 悦正 宮崎 忠恒 桑田 康司	
抽出案件	5件	（議 事） 1 入札契約の運用状況について 2 審議対象工事の抽出結果について 3 審議対象工事の審議について
一般競争入札	2件	
指名競争入札	2件	
随意契約	1件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問及びそれに対する回答	<p>1 入札契約の運用状況について 【入札結果】 ○今期の辞退等の件数は、各期と比べてどうであったか。</p> <p>○入札中止となった3件について、中止に至った経緯とその後どのような対応をしたのか。また、辞退理由は以後の参考のために把握する必要があるのではないか。</p>	<p>○辞退・無効・失格の件数について、3期前までの集計をしましたが、大きな差はありません。</p> <p>○今回の審査対象期間においては、3案件が全者辞退又は応札者が2者に満たないと理由により、入札中止となりました。その経緯等につきましては、案件ごとにご説明いたします。</p> <p>なお、通常が開札が行われた案件において、辞退者があった場合においては、個別に辞退理由の聴取はしておりませんが、全者辞退または入札参加者が1者となったことにより『入札中止』となった案件については、発注課において理由の調査を行っております。</p> <p>①第27-11-113-0-021号 辰ノ口橋橋梁耐震補強工事 8/12に入札公告を行い、入札参加申請が3者からありましたが、入札日までに全者辞退となり中止となりました。辞退理由については、申請後において、予定していた技術者の配置が困難となった等の理由でした。その後、設計内容は変えずに、入札参加資格要件のうち地域要件の範囲拡大（近隣1市町村から県内全域へ）する見直しを行い、9/26に再公告した結果、5者から入札参加申請があり、10/18の開札日までに1者の辞退、4者の応札となり、落札となりました。</p> <p>②第28-10-130-0-002号 三太の湯源泉ポンプ交換工事 8/26に入札公告を行い、入札参加申請者が1者しかなかったため、「入札参加者が2者に満たない場合は入札を中止する」という入札条件により中止となりました。その後、設計内容は変えずに、入札参加資格要件のうち地域要件の範囲拡大（近隣1都5県から日本国内へ）及び1者応札を認める内容へと条件を見直し、9/16に再公告した結果、2者から入札参加申請があり、10/5の開札日までに1者の辞退、1者の応札となり、落札となりました。</p>

<p>○景気浮揚対策の面から、早期発注・早期執行が求められていると思うが、四半期毎の発注割合の目安はあるのか。</p> <p>○入札業者で複数回「無効」とされている業者があるが、どういった経緯があったのか。</p> <p>○橋梁耐震補強工事で同一工事名のものがあるが、関連性はあるのか。</p> <p>2 審議対象工事の抽出結果について</p> <p>3 審議対象工事の審議について</p> <p>①【一般競争入札】 第27-22-110-0-005号 美和小学校屋内運動場改築工事 (教育委員会事務局 学校教育課)</p> <p>○入札参加者5者のうち、2者辞退となり3者の入札では競争性が弱くなり、入札の意味が損なわれると考えるのがいかがか。また、一般競争入札で広く応札者を募ることは理解できるが、指名競争入札であれば12者以上指名出来るのではないか。</p> <p>○改築をする既存施設は、建設後何年ほど経過しているのか。また、改築の主要な工事内容はどのようなものか。</p>	<p>③第28-13-135-0-016号 県道那須烏山御前山線舗装復旧工事 9/9に指名通知を行いました。入札日までに指名した5者が全者辞退となり中止となりました。辞退理由は、予定価格と業者側の積算金額に著しい乖離があるというもので、原因は、当初設計を標準の積算歩掛に基づき積算をしたが、当該工事の施工規模が小規模であったため、現場の施工実態に適応していなかったことでした。そこで、乖離している工種について、専門業者から見積りを徴し、その妥当性を確認しつつ、積算内容の見直しを実施し、12/20に同一指名業者による再入札を実施し、落札に至りました。</p> <p>○現在、市として特に目標等設定はしていませんが、公共工事の発注につきましては、国等で示されている公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づく指針等に従い、早期発注及び発注時期の平準化等に努めて参りたいと考えております。</p> <p>○一般競争入札における1者につきましては、入札条件として「取りおり要件」を設定したことによるものです。指名競争入札における2者につきましては、入札書提出期限までに入札書が届かなかったことにより無効としたものです。</p> <p>○当該2件の工事につきましては、同一橋梁に対する耐震補強工事ではありますが、工事内容が異なる別工事です。</p> <p>○抽出委員より報告</p> <p>○一般競争・指名競争の二つについて、本市における応札者数を見ますと、一般競争の応札者数が少ない状態が続いております。しかしながら、一般競争入札は、公告により入札参加者を広く募る方式であることから、真に入札意欲のある業者のみが参加している状態であり、競争性は確保されているものと考えています。これに対して、指名競争入札は、参加者が発注者側で指名した特定の業者に限定されてしまい、入札意欲があっても指名を受けていない業者は参加できないというデメリットがあります。本市においては、競争性はもとより、公平性、透明性の観点から2000万円以上の建設工事については、一般競争入札を採用しているところであり、今後も多数の業者が応札可能となるような条件設定に努めて参ります。</p> <p>○当該施設は、昭和55年に完成し、36年が経過しております。耐震性の面から補強等の必要が生じましたが、補強が非常に困難な構造であったため、既存施設を取り壊し、新築をするものです。</p>
--	--

②【一般競争入札】

第28-13-110-0-003号
管渠布設工事（第1工区）
（上下水道部 下水道課）

○当該工事の発注に当たっては、分離発注とのことだが、いくつの工区に分けているのか。また、工区ごとの距離は離れているのか？

○5工区に分けて発注しております。工区の分け方については、対象地域内に狭隘な道路が多いことから、金額で分けるのではなく、車の出入り等住民生活に支障とならないように考慮しながら工区ごとの範囲を決定しております。

③【指名競争入札】

第28-26-130-0-002号
盛金地内市道 I-7号線配水管布設替工事
（上下水道部 水道課）

○推薦理由で、地理的条件を考慮とあるが、どのような業者が選定されているのか。

○地理的条件については、現場近隣の業者及び過去の工事実績等から判断し現場に精通している業者の中から入札参加者選定基準に基づき選定しております。

④【指名競争入札】

第27-11-113-0-206号
中平橋外橋梁補修工事
（経済建設部 都市建設課）

○当該工事は、こういった内容のものなのか。

○常陸大宮市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、年次計画を立て、早急に改修が必要なものから順次発注しております。内容については、錆びた塗装の塗り替えや経年劣化により発生したクラック等を処理するといった維持補修が目的の工事です。

○長寿命化修繕計画の中で、予防保全型管理を行う橋梁が95橋あるようだが、年間どれくらいの数を補修していくのか。

○当該工事の対象となる2橋が初年度の対象で、次年度以降も年間2橋程度を計画しています。すべての対象橋梁を補修するには相当の年数が必要となることから、対象橋梁が健全な常態を維持できるよう監視しながら、緊急性等を考慮し計画的に進めていくつもりです。

⑤【随意契約】

第28-23-130-0-004号
常陸大宮市文化センター自動火災報知設備
受信機更新工事
（教育委員会事務局 生涯学習課）

○今回契約を締結した業者が当該設備の保守点検を毎年継続して実施しているということなのか。

○施設オープン以来、当該業者に機械設備の保守管理を5年更新で委託しております。当該施設が21年目を迎えた施設であるため、20年以上にわたる実績を有しております。

4 その他・講評

- ・すべての審議案件について、適正に執行されたものと認める。
- ・今後も緊張感を持ち、公正で透明性のある入札契約事務を執行していただきたい。
- ・数年前からの契約状況を見てみると、総契約額は年々上昇しているが、発注件数は減少してきている。人件費や資材費の高騰等が要因となっていると思われるので、なお一層の慎重な事務執行に務めていただきたい。

委員会による意見の
具申又は勧告の内容

特になし